

社会保険未加入

建設会社の法令違反を手助けしていませんか？

**社会保険の加入は法令上の義務。
発注先の事業者に対して、
労働者の社会保険加入を求めましょう。**



労働者を社会保険に加入させていない会社は、法令違反です。

未加入企業と
契約すると：

発注者
責任

- 建設業には、労働者を社会保険（雇用保険、健康保険、年金保険）に加入させていない不良・不適格業者がいます。（公共工事での未加入率：43％）

未加入企業への発注は慎みましょう。

➡ 法令違反の会社への工事発注は、法令違反を助長するものです。
発注者として社会的な責任を問われかねません。

【参考】労働者別社会保険加入状況：元請78%、1次55%、2次44%、3次下請以下44%＜公共工事労務費調査(H23)＞

建設工事を行う
労働者の
保険加入に

発注先（元請企業）には、下請企業の労働者の加入指導も求めて下さい。

**必要な社会保険料（法定福利費）を盛り込んだ
事業資金を確保しましょう。**

契約内容を
確認して下さい！

- 発注者は、法定福利費を見込んだ額で契約しなければなりません。
（国土交通省から発注者団体宛通知：平成24年9月13日）
- 公共工事では、社会保険料の会社負担分と本人負担分の両方を予定価格に算入するようになりました。

法定福利費が
計上されていないと…

違反を
助長

処分

品質
低下

法定福利費を適切に計上せず契約を結ぶ発注者は、**建設会社の保険未加入（＝法令違反）を助長します。**

原価割れの契約を禁じる建設業法の違反当事者にもなり、**公正取引委員会の処分を受けるおそれがあります。**

施工に必要な経費が不足するため、**工事品質の低下にもつながります。**



建設業界では、行政・発注者・元請・下請などが一丸となって社会保険加入に取り組んでいます。

不良・不適格業者の排除、公正な競争、必要な人材確保のため、「社会保険未加入対策推進協議会」が発足しました（H24.5）。
日本経済団体連合会、日本商工会議所、電気事業連合会、総合工事業団体・専門工事業団体等75団体、国土交通省、厚生労働省 ほか

工事発注者が守らなければならないガイドラインとは？



「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月)

8-2 社会保険・労働保険(法定福利費)について

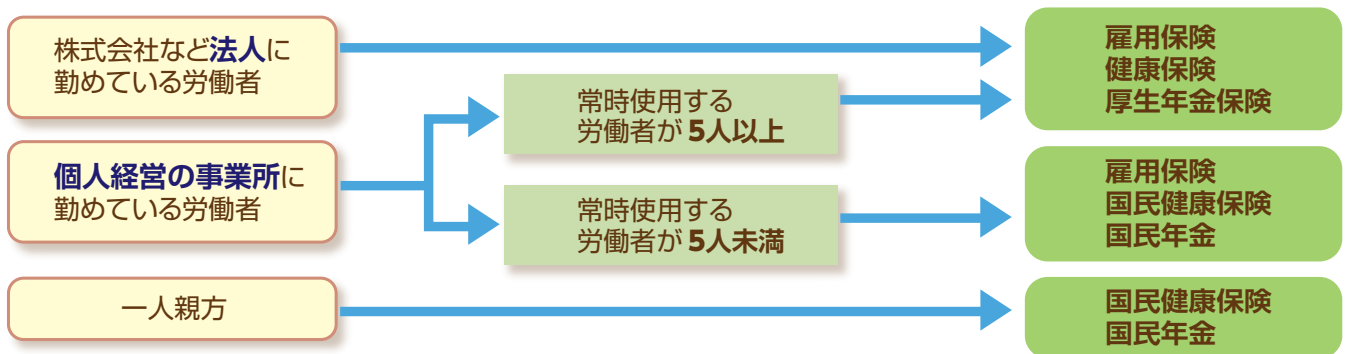
発注者及び受注者は見積時から**法定福利費を必要経費として適正に考慮すべき**であり、法定福利費相当額を**含まない金額**で建設工事の請負契約を締結した場合には、**発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発**するおそれがあるとともに、**発注者が建設業法第19条の3に違反**するおそれがある。

(参考)建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

上記ガイドラインについては、<http://www.mlit.go.jp/common/000164510.pdf> を参照して下さい。

建設労働者が加入すべき社会保険等は？



(参考)保険料率

	雇用保険	健康保険	年金保険	合計
事業主負担分	1.050%	4.985%	8.383%	15.193%
労働者負担分	0.600%	4.985%	8.383%	14.743%

(備考)健康保険は、協会けんぽ東京支部の場合(平成24年9月現在)

問い合わせは

一般財団法人建設業振興基金 構造改善センター

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594

受付時間：9時～12時 13時～17時(土日・祝日を除く)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>



国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html

